

令和元年7月12日付け基発第0712第3号「情報機器作業における  
労働衛生管理のためのガイドラインについて」にかかる正誤表

|        |   |
|--------|---|
| 場<br>所 | 本文の2 対象となる作業  |
| 誤      | なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。 |
| 正      | なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。        |

|        |  |
|--------|--|
| 場<br>所 | 解説の「3 対策の検討及び進め方に当たっての留意事項」について  |
| 誤      | なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。 |
| 正      | なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。   |